

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月14日

【会社名】 日鍛バルブ株式会社

【英訳名】 NITTAN VALVE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 金 原 利 道

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役執行役員 事務間接管掌 李 太 煥

【本店の所在の場所】 神奈川県秦野市曾屋518番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月24日に提出いたしました第93期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成28年9月に当社本社工場、堀山下工場並びに山陽工場において不適切な会計処理（以下「本件不適切会計処理」といいます。）が行われていた疑義が発覚いたしました。

当社はこの事実を受けて、本件不適切会計処理の事実関係の調査に加え、本件不適切会計処理に類似する事象の有無の調査、過年度の会計処理に及ぼす影響の調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言を目的として、平成28年10月31日付で外部の弁護士・公認会計士を招き入れた調査委員会を設置いたしました。

調査委員会による調査の結果、当社工場における仕掛品の完成品計上、完成品、仕掛品、材料の架空計上等が行われていたことが確認されました。

これにより、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第1四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理は、当社の業績が必ずしも堅調に推移しているとはいえない中、各工場において、工場利益の維持・確保を目指すという意識が強く働いていたこと、一部の従業員の規範意識が鈍磨していたこと、適正な財務報告に対する意識が低かったこと、当社の工場では会計処理に関連する部分についてマニュアル処理の比重が高く本件不適切会計処理の実行が容易であったこと、棚卸に係る内部統制上の不備があったこと、各工場の上部組織である製造統括部による監督機能が十分に機能していなかったこと等により発生したものと考えております。

このような当社の全社的な内部統制の一部及び在庫管理プロセスの一部に関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、調査委員会からの報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) コンプライアンス最優先の意識改革
- (2) 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
- (3) 業績評価・人事制度の見直し
- (4) 予算制度の見直し
- (5) 内部監査体制の強化
- (6) 法令遵守体制の強化